

平成 25 年第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 25 年 12 月 19 日、午前 9 時 00 分、第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 金田敏行	2 金田文子	3 松下好延
4 夏目忠昭	5 渡邊勲	6 村松修
7 鈴木藤雄	8 伊藤武	9 熊谷勝
10 田中邦利	11 土屋浩	12 山口伸彦

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	後藤義己
企画課長兼税務課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	佐々木義典	生活課長	滝元光男
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
教育課長	鈴木正吾	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	片桐洋人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 金田美咲

6 議事日程

日程第 1 行政報告

日程第 2 議案第 77 号

設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 81 号

設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第 4 議案第 82 号

平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）

(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)

日程第 5 議案第 83 号

- 平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 6 議案第 84 号
平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 7 議案第 85 号
平成 25 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 8 議案第 86 号
平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 9 議案第 87 号
平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 10 議案第 88 号
平成 25 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）
（文教厚生委員長報告）
- 日程第 11 議案第 89 号
平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）
（総務建設委員長報告）
- 日程第 12 所掌事務の調査報告
（設楽ダム対策特別委員長報告）
- 日程第 13 議案第 90 号
指定管理者の指定について
（追加）
- 日程第 14 議案第 91 号
財産処分について
（追加）
- 日程第 15 議案第 92 号
平成 25 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（追加）
- 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
（追加）
- 日程第 17 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
（追加）

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。本会議冒頭に話させていただきましたとおり、この半世紀近く続きました議場での最後の議会となります。

また、きのうの夕方、知事から設楽ダム建設に向けた容認の報道がなされました。最後の50年近い中で、40年この議場で討議討論されましたダム問題につける県の回答がこの庁舎最終を前に結論を出されたと、非常に意義深いものを感じる一人であります。

それでは最後のこの議場での議会、十分慎重審議お願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成25年第4回設楽町議会定例会(第2日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8伊藤 おはようございます。平成25年第4回定例会第2日の運営について、12月17日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

本日の案件は、委員会報告11件、町長提出3件、継続審査申出2件です。

日程第1は行政報告です。

日程第2から順次1件ごとに上程します。日程第2から日程第11までは一括上程し、議案第82号から議案第89号までは一括質疑です。日程第14と日程第15は、一括上程、一括質疑です。よろしく願います。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第1「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。本日、議員の皆様方には、12月議会定例会最終日ということで全員の方の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ただいま議長さんからもお話がございましたように、55年間というこの長きにわたる歴史あるこの神聖な場所、この議場におきまして最後の議会ということになりました。こうして歴史の一つにこの議場での幕ということになるわけでございますけれども、改めて本日議会審議に臨んでまいりたいというふうに思っております。

さて、平成25年4月19日付で国土交通省中部地方整備局長から愛知県知事に対しまして求められておりました「設楽ダム建設事業の検証に係る検討報告書」、これに対する意見につきまして、知事は回答を保留されていたところでございます。昨日の知事の記者会見におかれまして、知事から「特段の意見はない」、あわ

せて「本体工事の着手の際には別途事前に協議されたい」、さらには「愛知県の財政的な負担の軽減」、「県内他地域における公共事業の進捗の遅れなどの影響を及ぼさない」、「水源地域をはじめ地域住民の生活再建対策に万全を期していただきたい」という意見を付して、国に対して回答する旨を表明されたところでございます。

今後は、愛知県知事の回答を受けて、国土交通大臣が建設の是非を最終判断されるものと思っております。

考えてみますれば、3年半年、約4年前、民主党政権に政権交代されて以降、改めてダムの検証というこうした時間をたどることとなりました。この時間を費やすことにより、地域の住民、特に水没地域で生活してみえる方々、そして設楽町民の多くの皆さん方は、その方向性が見えないということで不安視されておみえになったことと思います。そうした中にありまして、この時間を今か今かという将来の自分たちの生活、そしてこの町のあり方、そうしたものをどう判断していくか、そういう思いを募らせていたところでございます。そしてこの検証結果がやはり豊川においては設楽ダム計画が勝るんだと。他の比較検討案との結果でもそうした方向性が出され、これをもって知事に意見を求められたところでございました。知事は保留ということで約1年そうした状況となってきたわけでありまして、申し上げたとおり、昨日の今回の判断をされたということでダム建設の方向性が定まったというふうに思っております。設楽町といたしましても、平成21年の2月5日建設同意から現在に至るまで、その結果がどういう結論になるのか、そうした不安視するところでもありましたが、町の設楽ダムに対する協力姿勢、このことが実った形となったというふうに思っているところでございまして、設楽町といたしましても一応の安堵をしているところでございます。

このように設楽ダム建設事業を取り巻く情勢が大きく動く中、本町におきましては12月21日に愛知県知事をはじめ多くの御来賓の御列席をいただきまして、午前9時から町道田口大崎線の開通式、これを行いまして、引き続き設楽町役場新庁舎の落成式を午前10時30分から挙行いたします。

議員の皆様方におかれましては、年の瀬で何かとお忙しい中ではありますが、設楽町として新たな一步を踏み出すよき日にぜひ御臨席を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず第1点目は、愛知駅伝についてであります。第8回市町村対抗愛知駅伝が12月7日に、愛・地球博記念公園におきまして開催がされました。設楽町は、町村の部で9位に入賞と輝かしい成績をおさめることができました。この輝かしいという意味は、やはり愛知県全県下の中で16町村ある中のこの設楽町の、というか北設楽郡の町村の人口密度、その人口から比較しますと3万人、2万人、1万人という町村、町のメンバーと比較しますと、我々5,700人から選ばれた選手、この人たちがこういう状況下の中で真剣に取り組んでいただいたその成果ということで、輝かしい成績というふうに

評価をしているところでございます。

また、昨年より成績が上がったチームに表彰がされますモリコロ特別賞にも受賞がされました。この大会に参加されました選手、監督、コーチの皆さんには設楽町の代表として忙しい時間の合間、それぞれ練習を重ねていただいて誇りとプレッシャーの中、選手みんなが全力で走り、このような優秀な成績をおさめていただき大変感謝をしているところでございます。

2点目でございますが、設楽町森林組合と津具森林組合の合併についてであります。両組合においては、経営基盤を強化する観点から、合併に向けての話し合いが重ねられてまいりましたが、合併に向けての協議が整ったことから、11月12日に奥三河総合センターにおいて「設楽町・津具森林組合合併予備契約」が締結がされました。

そして、12月14日にはそれぞれの森林組合におきまして合併臨時総会が開催され、「合併し、新設楽森林組合を設立すること」という承認をはじめ合併に関する議案全てが可決承認されたところでございます。

今後は、森林組合設立委員会により新組合の設立に関するさまざまな事項が協議され、愛知県へ「合併認可申請」の手続きをされ、合併認可という形になっていくことと思っております。

なお、合併によって新たに施行されるのは、平成26年4月1日になるというふうに聞いているところでございます。

ここの至るまでの両組合長はじめ理事の皆様、職員、組合員の皆様の御決断と御労苦に対しまして、心より敬意を表するところでございます。

本日は、議会初日の行政報告でお願いをいたしました、指定管理者の指定についてと、財産処分について、田口財産区特別会計補正予算の3件を追加上程をさせていただきましたので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 日程第2から日程第11までを一括議題といたします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

3 松下 おはようございます。それでは、平成25年第6回総務建設委員会の報告をいたします。12月9日、9時から、出席者6名全員です。

審議した付託事件については3件審議しました。第1、議案第77号「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例について」審議いたしました。質疑は3件、討論はありませんでした。賛成は全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号につきましては、質疑3件、討論なし、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第89号「平成25年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第2号)」

です。質疑はなし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に委員会質問がございまして、2名の方から質問がございました。1名、渡邊委員のほうから、設楽町特産品開発について、それから地域おこし協力隊の成果目標についての質問がございました。2名目、金田文子委員から 防災、災害時の情報共有についての質疑応答ありました。

その他のところでは、ありませんでした。以上で、第6回総務建設委員会の報告を終わります。

- 1 金田 平成 25 年第 5 回文教厚生委員会委員長報告をします。去る 12 月 11 日、水曜日、9 時から文教厚生委員会を開催しました。出席者は、委員 6 人全員、議長、議会事務局長、執行部より町長、副町長、教育長、総務課長、津具総合支所長、住民課長、保健福祉センター所長、町民課長、生活課長、教育課長 10 名です。

付託事件 8 件を審議いたしました。審議の結果を報告いたします。議案第 81 号「設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」、質疑 5 件、質疑内容は延滞金徴収率変更内容、税外収入への対応についてなどです。討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。

議案第 82 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算(第 3 号)」、質疑 10 件、合併浄化槽設置要望対応、保育料システム改修内容、学童保育指導員、調理場空調設備コバエ対策等について質疑ありました。討論なし、賛成多数で原案どおり可決しました。

議案第 83 号「平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。

議案第 84 号「平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。

議案第 85 号「平成 25 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。

議案第 86 号「平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第 3 号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。

議案第 87 号「平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第 2 号)」を審議いたしました。質疑なし、要望が 1 件ありました。討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。

議案第 88 号「平成 25 年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第 1 号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。

その他はありませんでした。以上で報告を終わります。

議長 各委員長の報告が終わりました。

議長 議案第 77 号「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 77 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 77 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 81 号「設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 81 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 81 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 82 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」から議案第 89 号「平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論、採決は 1 件ごとに行います。

議案第 82 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 82 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第 82 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 83 号「平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 83 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 83 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 84 号「平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 84 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 84 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 85 号「平成 25 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 85 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 85 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 86 号「平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 3 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 86 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 86 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 87 号「平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 87 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 87 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 88 号「平成 25 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 88 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 88 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 89 号「平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）」の討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 89 号について、採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 89 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第 12「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

9 熊谷 それでは、設楽ダム特別委員会の報告をいたします。12 月 13 日、委員全員出席、設楽工事事務所長、豊川水系対策本部局長、設楽町長はじめ各執行部の皆

さんの出席のもと委員会を開催いたしました。

審査案件として、設楽ダム建設事業について、設楽ダム工事事務所より、11月末現在の進捗状況について説明されました。移転される生活再建者 124 世帯中 117 世帯、94%と契約済みであります。水没対象面積 300 ヘクタール中 206 ヘクタール、68%と契約済みと説明がありました。説明の中において質疑を行いました。生活再建道路とした場合、設楽根羽線の一号橋と二号橋がどうして必要なのか、という質問がございました。回答といたしまして、ダム工がこの場所に道路を通す場合、この橋は必要である、という回答であります。

2点目、集団移転地整備事業についてであります。豊川水系対策事務所、新城設楽農林水産事務所より、ダム検証について第9回連続公開講座が設楽町で開催をします。そして、集団移転地について、シウキ地区は、26年2月中旬、奴田地区は26年12月ごろ分譲ができるよう進めていくとの説明がありました。質疑はございません。

そして、その他であります。質疑がございました。設楽ダム便りで各町村の防災訓練の想定など観察されたことについて質問がございました。各町村とも地震の初動対応訓練を実施し、マニュアルに基づいた訓練が行われた。

そして委員長として2点について申し上げます。1点目は、各工事について完了時期を示せと通告いたしました。2点目、21年2月調印後26年2月で丸5年となる。26年度は方針を出さなければ、我々は議会としても考えざるを得ないと通告をいたしました。

以上の報告、質疑終了後、直ちに広域営農団地農道整備事業地を視察をいたしました。現地において、広域営農団地農道整備事業は、一番難所のところを5社が小雪の降る中、工事を進めており、完了には数年かかるという説明がございました。以上で報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第13、議案第90号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について、提案の説明を求めます。

副町長 議案第90号について説明させていただきます。指定管理者の指定について、次のとおり設楽町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第224条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。公の施設の名称は設楽町つぐ高原グリーンパーク、指定管理者となる団体の名称につきましては津具森林組合、指定管理者となる団体の住所は設楽町津具字見出24番地21、指定の期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。説明としまして、設楽町つぐ高原グリーンパークの管理及び運営を効率的に行うため、引き続き指定管理者として指定するものでございます。

この指定に関しましては、当施設が林業者の雇用の場の確保を目的の一つとし

て整備されたものでございまして、過去旧津具村時代から津具森林組合に管理を要請した経緯もあり、管理委託の時代を経まして指定管理者制度に基づく管理になっても公募という形をとらず、指定管理者を決定してまいりました。

収入額から指定管理料を差し引いた赤字額が高額となる状況が続いたことで監査委員から経営改善の指摘を受け、集客方法の改善や経費削減について管理者と協議を続けてまいりました。また指定管理について、公募したらどうかというような御指摘もございましたので、今回来年3月をもって期限となります管理業務について公募という形で指定管理者の募集をいたしました。

公募に対しまして2つの団体から応募をいただきました。まず提出していただいた書類について一次審査として書類の審査をいたしまして、二次審査として指定管理者選定委員会を開催し候補者を選定をいたしました。

本日配付してあります資料につきましては、グリーンパークの概要、指定管理者募集の概要、候補者の事業計画の概要をまとめたものになっております。4ページの5審査の概要及び結果のところを見ていただきたいと思います。この委員会の委員につきましては、近隣で大きな観光施設を運営しております団体である茶臼山高原協会の方、また町内の商工会の事務局長さんにも委員としてお願いをいたしました。

審査項目につきましては、条例に記載されております選定基準をもとに審査項目を設け、審査、評価を行い、総合的に評価、決定をいたしました。

役場の経費の削減に直接関係してくるのは、指定管理料削減と、歳入である各施設の利用料収入の増加の両側面がございまして、指定管理料だけの比較では選定に漏れた団体の方のほうが正規職員を2名とする提案で480万円ほど低くなっておりますけども、収入の額の提案が記載されておりました。また当施設においてはオートキャンプ場、キャンプ場に年間1万2,000人ほどの方々が訪れる設楽町の一大観光施設であり、指定管理者を変更した場合、利用者の方々へのサービス低下が起きることなくスムーズな移行ができるのか、サービスの質を落とさず経費の削減ができるのか、また同一の指定者では管理がマンネリ化し斬新なサービスが提供できないのではないかと、それぞれいろいろな面から考えていただきました。応募いただいた団体に一長一短がございまして、委員の一人でありました自分も非常に悩みましたし他の委員の方も非常に悩まれて判断されたと思っております。

その結果といたしまして、引き続き津具森林組合に指定管理をすることといたしたいと思っておりますが、経費の削減は大きな命題でございまして。今回公募を行ったことでそれぞれの団体から改善の方法や新たな集客の方法など、いろいろな提案がありましたので、これらのよい提案を取り入れるとともに基本協定の締結後も年度別協定締結時にサービス低下につながらない中で指定管理料から利用料を差し引いた実質赤字額の低減が図られる改善方法、例えば料金を指定管理者の収入にすること、料金設定の改定、冬期の職員態勢の見直しを含めた人件費、固定経

費の削減、団体利用を含めた利用額の増加策などについて指定管理者と協議をし、町の実質負担額の低減に努めていかなければならないと思っております。

御承知のこととは思いますが、津具森林組合は設楽町森林組合と来年4月1日に合併し設楽森林組合となります。グリーンパーク施設に関する指定管理業務の内容に変更はなく、津具森林組合の権利義務につきましては新組合であります設楽森林組合に引き継がれ、新たな法人として発足いたしますので、新たな法人との契約締結を議会の議決を経て指定管理の再指定という行為を行う必要がございますけれども、当施設の指定管理業務につきましては新法人の設立の日、26年4月1日から開始することになりますので、再指定につきましては専決処分をさせていただきたいと思っております。

もう少し詳細につきまして、担当の産業課長のほうから説明をいたします。

産業課長 それでは産業課から説明させていただきます。グリーンパークにつきましては、平成24年度に設楽町監査委員の定期監査を受けております。その監査報告書につきましては、原因、問題点、また当面の対策と中期展望というような御指摘をいただいております。その中で当面の対策と中期展望ということで、の中では当面の対策といたしまして、何よりも意識改革が必要であり、収入及び経費についての十分な検証を行うべきである。その中で利用者をふやすための営業活動を行う。自動車販売店とかタイヤ館などにパンフレットなどを配置させてもらうとか、そういったことの指摘をもらっております。また、来場者に向けてのアンケート調査を実施してはどうかとか、町と森林組合が話し合いを行い追加の支出を抑制する、というようなことが指摘されております。また中期展望といたしましては、津具、設楽の両森林組合の合併に照準を合わせて、合併後は当町の施設は全て管理協会の管理下に置くことが適当と考える。グリーンパークの実務を委託する先などは管理協会が判断するといったような当面の対策と中期展望をいただいております。

これに対しまして、行っていることといたしまして現状を報告させていただきます。パンフレット等の配布につきましては、今年の春、豊川のスポーツ屋さんでありますアルペンとか、スポーツ用品とかそういったものを扱っております大手アピタとかのスーパー、そういったところへ置かせていただいたりとか、豊橋にございますトヨペットのディーラーさん、そういったところへもパンフレット等配布したりグリーンパークの職員がお邪魔してお話をさせていただいております。また近隣では、長野県にありますひまわりの湯、ネバーランド、また稲武と名倉にあります道の駅、東栄のとうえい温泉、豊根にあります温泉、設楽町では八雲苑さん等にそういったパンフレット等を置かせておりまして、一生懸命集客のほうの活動をさせていただいております。

次にアンケートにつきましては、まだ町と森林組合のほうで作成中でございまして、内容につきましてはようやくできているところでございますので、今後グリーンパークの利用者アンケートを活用してまた利用者の方の動向等をつかんで

また集客に努めたいということでございます。

もう一点の経費の削減等についてでございますけども、何よりも意識改革が必要ということでございまして、私たち担当しております産業課におきましては昨年度までは農業担当の者がこの業務の担当として当たっておりましたけども、今年度からは予算も観光でございますし、観光施設ということで観光担当がしっかりとその業務の担当を行っているところでございます。そういった意識改革を我々もやっているところでございます。

中期展望といたしまして、森林組合の合併後は管理協会に置くことが適当であるという御指摘もいただいております。これにつきましては、先ほど今回の来年度以降の選定に当たりまして公募をさせていただいたわけでありまして、私たちがとしましても現在の指定管理者にこだわらず民間事業者も含めて広く門戸を開放し、幅広い候補者団体の中からグリーンパークにふさわしい指定管理者を選定するために公募とさせていただきました。こういったことを今しているところでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 監査委員の指摘に応じて改善されたという努力は良とするものでありますけども、二、三質問をさせていただきますと、まず第1点は、設楽町公共施設管理協会の収支計画が4,400万、津具の森林組合のほうは4,880万3,000円とこうなっていて、2割公共施設管理協会のほうが見積金額としては低いということがあるわけですね。それで、ただいま副町長の説明では、収入計画がなかったということでありましたけれども、1点お聞きしたいのは6ページの収支計画ですね、これは森林組合の収支計画だと思いますが、それによりますと収入が2,821万9,000円ということでありまして、この支出に対する収入の不足額を指定管理料として払えばこれができるということなんでしょうか。その点ちょっと教えていただきたいと思っております。

それからもう一点は、来年からも公募をやっていくか、ことですね。

(「3年」と呼ぶ者あり)

10 田中 失礼、次も公募を引き続きやっていくのかどうか、ということをお尋ねしたいと思っております。

副町長 1番目の質問でございます。6ページの収入については2,800万という計画で出ております。これにつきましては収入は全て町のものとする、ということになっております。それで指定管理料につきましては、支出のほうですね、支出の部分について指定管理料と設定させていただくという方式をとっております。

それから公募の件でございますけども、監査委員の御指摘もありますし、それぞれいい団体があれば、そちらのほうに、今まで、一番最初に説明させていただきましたが、この施設は林業構造改善事業でつくられたものでございまして、その目的としては林業者の雇用のバックアップするというような施設目的がございました。20年近く経ちますので、それはそれとして今後は役場の財政の負担とい

うことも考えられますので、適切な団体であれば、適切に運営していただける団体であれば、経費が安ければそちらのほうに移行していくことを考えておりますので、3年後につきましても公募という形をとっていきたいと思います。ただ、3年という公募の期間が短いじゃないかというような、ヒアリングの中でそういうお話もございましたので、その3年にこだわらずに5年とかということも検討していく一つの要素かなと思っております。以上です。

- 10 田中 ちょっと理解できないんですが、確かに森林組合のほうは、収入を2,800万とこうしてあるんですが、当然、公共施設管理協会に委託してもこの2,800万円は入るものだと思うんですね。そうするとですよ、片や支出合計4,881万3,000円ですから、それに対して公共施設管理協会は4,400万ですから、そうすると4,400万円で指定管理料をできるということを蹴っちゃったということになりますけども、その点はどう考えてみえるんですか。

副町長 お配りした資料の4ページを見ていただくとわかると思います。ただ単に指定管理料の金額が安ければそちらのほうに、何ていうか、選定というかお願いをするという基準だけでよければ、例えば指定管理料2,000万ですよという、例えば極端な話ですね、2,000万ですよと出されたときに、それでは金額が安いのでそちらのほうにお願いしますという形ではなくて、総合的に審査項目が決まっておりますして、総合的に判断して決めさせていただいたということでございます。ただ、今田中議員の言われるように、金額っていうのが非常に設楽町からの持ち出しが大きいものですから、それは大きな判断の重要な要素の一つになるかと思っておりますけども、それが全てではないということでございます。以上です。

- 10 田中 全てでないとするならば審査項目について、津具森林組合については審査した資料を配付していただきましたが、公共施設管理協会の審査についても示してください。そうしないと、私はこれ比較できないですね。どちらが、何とていうか、要するに値段は公共管理協会のほうが安いけども、何とていうか業務委託で粗雑なことをやられやへんかという、端的に言っちゃうとですよ、それでは困るんだというようなことだと思うんですけども、我々が資料としていただいておりますのは津具森林組合の審査についての詳細は示していただいておりますが、副町長がそう言われるのであれば、内容が問題だと言われるのであれば公共施設管理協会の審査状況についても示していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

副町長 内容について審査というか審査の詳細については、いろいろな委員の方、いろいろな御意見をいただいております。それで総合的に判断して津具森林組合のほうに委託をしたいという形でございますので、議案としてはこの森林組合に委託することが不適當であるということであれば、議会のほうの議決をいただきたいという内容でございますので、審査項目について云々ということの、出されたものの審査の応募の書類というものが出されるんですけども、その審査の中のものについては出せないというようなことを思っております。

議長 ほかに質疑ございませんか。

4 夏目 今の、この議会で我々が審査の過程の中でどちらが、総合的に判断して有利なのかというところを同僚の議員が聞いておりました、そうしますと、ある程度の資料がないと議会のほうで判断ができないし、ミス判断する可能性がありますけども、そういう場合には丁寧なる資料の提出が欲しいと思いますがいかがでしょうか。

副町長 例えばどのような資料がいるということをございましょうか。

4 夏目 ただいま同僚の田中議員が言われたみたいに、審査項目の中の津具森林組合のほうの採点は載っていますが、じゃあ、そのほかのほうの公共施設管理協会の採点資料、要するに比較検討するどういう利点がここではどっちが、Aがよくって、どういうについてはBが劣っているのか、そういうような審査資料がないとこのまま、何というかそのまま判断即はできかねると思います。

それともう一つ、私のほうから説明を求めますが、津具森林組合のこの資料でいきますと、平成25年度が指定管理料が参考では4,789万円ですけども、今回のこの資料を見てみますと、6ページのほうでは4,881万3,000円ということでもたふえてます。しかも収入見積もりは、24年度では2,829万4,000円、要するに今回の資料では2,821万9,000円とこういうふうには減ってますけども、そうしますと監査委員が指摘したみたいに、より以上に収支の差が、要するに委託料としての持ち出しがふえるという結果になりますが、そういうところまで総合的に判断なされたのかどうか。要するに議会としての判断的なものが、もう少し丁寧なる執行部の判断がこうであったからこれについて認定してほしいというような資料提供が欲しいと思いますがいかがでしょうか。

産業課長 私のほうからは指定管理料として出されております、平成26年度と25年度の比較について説明させていただきます。26年度につきましては、当該指定管理候補者が示されております事業計画の中の収支計画では、消費税8%を含みまして4,881万3,000円となっております。25年度の年度別協定では、消費税5%を含めて4,789万860円でございます。それぞれ税抜きにいたしますと、平成26年度が約4,519万7,000円、平成25年度が約4,561万円で26年度のほうが41万円の削減となっております。具体的には給料、シルバーへの委託等の経費を削減されております。あとほかの経費につきましては、25年度に応じた金額を計上しております。収入のほうでございますけども、26年度の予定が下がっておるといようなことでございますけども、5年間の平均をいたしますと、約2,830万円でございます。それらから今回の数字を計上したということでございます。私のほうからは以上でございます。

副町長 今回、本日提示させていただいた資料につきましては、津具森林組合の指定管理の指定の計画の概要でございますので、これは指定の申請書をまとめたものでございます。公共施設管理協会の概要というか指定の申請書につきましては、資料提供を求められれば、それについては提出することができます。

11 土屋 今年の2月27日付で、監査委員さんから監査の指摘を受けておりますね。

これ議会でもおのおのに配付をされて皆さん見たわけでありますが、その中で先ほど副町長のほうから、それについていろいろなことがあったからこういうふうにしたんだと説明があったんですが、中で一つ、指定管理料の見積もりの段階で経費節減のための打合せがなされておらず、言いなりの予算案を計上する形となっている。収入に見合った経費の使用がなされているとは認められないという指摘があるわけです。それから判断してですよ、指定管理料もばかに下がっておるとは言えませんし、その辺からしてどうなんですか。どういう判断をされてこの監査の監査委員の指摘に対してはどのような応えなんでしょうか。

副町長 確かにおっしゃるとおり、非常に大きな金額が出ておりますので、今まで言いなりというような御指摘ございましたが、決してそういうわけではございませんけれども、今回基本協定を締結させていただいた後、年度別の協定書を結びます。その際に、公共施設管理協会のほうは常時常勤の職員2名ということの提案がございました。森林組合につきましても冬期常時5名ということではなくて、冬期の対策をしっかりとさせていただくようなこともヒアリングの中で提案されておりますので、その辺も含めて経費の低減ということを上命題の一つでございまして、それも含めて年度別協定を結ぶ際にそういうことも含めて経費の低減ということに努めてまいりたいと思っております。

11 土屋 そういった説明を受ければ何となくわかるんですが、私たちもこれ監査委員さんからの指摘をいただいて、議会の中でもこういう指摘があるんだということは認識をしておるわけですから、その辺の説明をきちりしていただかないとこの方がふさわしいという、監査委員さんからこんな指摘もあってまだそれでもやるんだということになかなか理解が難しいわけですね。ですんで、その辺のことをちょっとねやっぱりわかりやすく説明をしていただかないと皆さん判断がつかないと思いますけど。

副町長 先ほど産業課長のほうから説明したように、経費については今回3%と消費税が上がる部分がございます。その分については確かに上がっていくんだろかなということをおもっております。ただ先ほども何回も言いましたように、冬期非常に常勤という形をとられると、監査委員からの指摘について非常に重く受け止めておりますので、その中で先ほど言いましたように、森林組合の言いなりの数字ではなくて、年度別計画の中で予算の中で低減されるようなことをしっかり見守っていきたい。またそういう方向で契約をしていきたいということをおもっております。

4 夏目 指定管理のほうですので、3年間にわたってどちらが指定管理料のほうをするということで今回この議案が出されました。そして先ほどの説明では年度別の契約についてはまた別途行うということですので、それはそれなりに冬期のほうの収入が落ちとるもんですからその対応について森林組合のほうと話をし、収支計画を良好な方向に持っていくという気構えは聞きましたが、実際上におきましてこの数字を見ていきますと、確かに8%消費税3%上乗せ分があって、総管

料がふえている実情はわかりますが、では収入のほうで例えば消費税が8%上がった場合に、この収入も上げる用意があるのかどうか、これが1点と。それから先ほど冬期のほうで、先ほどというよりも決算委員会の中で私も指摘しましたが、冬期すなわち11月から3月までの収入が相当落ち込んでいますので、これについてどういう対応をなされるのか。要するにそのまま常勤5人のままでいってそのまま現行のままの年間の委託料を4,800万を認めるのか、それとも例えばの話、これも決算委員会の中で私指摘しましたが、設楽の温水プールの場合には冬期はもう休業ということでやっておりますが、それに対応するような収支の改善策をもって4,800万に対応するような収入のアップを図るような方法があるのかどうか、この辺をお聞きします。

副町長 先ほど産業課長からちょっと話をしたかと思えますけども、監査委員さんの指摘を受けながら、いろんな改善策を今までとってきております。それで2,800万ぐらいの、昨年ですね、24年度2,800万ぐらいの収入でございますけども、今年につきましてはいろんなPR効果とかいろんなことを含めて最終的には3,000万ぐらいの収入になるような形でございます。そういう面で、着実に収入をふやすような方策を今後とも考えていきたいと思っております。それから、冬期につきましてはオートキャンプ場、ウッディエリアというところは営業しておりますけども、リバーサイドのオートキャンプ場、それからキャンプ場につきましては冬期は閉鎖をしております。ですけどもウッディエリアにつきましても閉鎖というようなことも検討していかなければならないと思っております。以上です。

2 金田 選定委員会の厳正な選定の結果ということですので、その中身細かいことについては賛同するしかないなと思うんですが、基本的な疑問で、収入の部分を町に収入にしてということなんですけど、指定管理にするインセンティブ働かないと思うんですが、収入を上げる努力をすれば自分たちの収入になって町から補填してもらってお金が減るっていうそういう形にしないとなんか意味がよくわからないんですが、一方のこの公共施設管理協会のほうは4,400万円というのはもう最初のころの指定管理料で、この範囲の中でやっていくよという覚悟で平成22年ぐらいのですね、やっていくよという覚悟でこうやっているように見えるんですが、そこら辺のなんで町の収入にして足らなくなったらまた出していくというやり方を今も今度の指定管理でも使うのかっていうことがわからないんですが。

副町長 観光施設については、非常に天候とかそれぞれの景気によって非常に変動がございます。ですので、この収入等を見ていただくと2,800万から300万のこういう変動がございますので、その辺で今までについては森林組合もそういうリスクをなかなかとれないなというような状況から全ての収入は町に入れ、指定管理料かかる経費についてはお支払いするというシステムをとってきました。そういう変動がない管理的な施設については、ある程度これだけの経費でお願いいたしますというような指定管理の方法ができるかと思えますけども、大きな変動がある施設についてはなかなかそういうシステムがとりづらかなかというふうな気がしま

す。今後それについてもこの前のヒアリングの中でそういう形にできないかなというようにお話をさせていただきましたので、今後それについても検討をさせていただきたいと思っております。

2 金田 指定管理料を算定してくるのには指定管理の事業者の人はそういうリスクも計算してやってくると思うので、やってくるのが当たり前だと思うので、いつまでも補填するというようなそういう体質は早くやめてほしいというふうに思います。いかがでしょうか。

副町長 その件も含めまして森林組合と一度話をしてみたいと思っております。

議長 ほかにございませんか。

1 金田 グリーンパークは設楽町の観光スポットなんですよ。面ノ木公園もそうなんですけども。西のほうは道の駅アグリステーションとか、あるいは南のほうで言えばきらの森だとか、あるいは今度計画されている資料館等いろいろな観光スポットがあるんですよ。それをほかは全部公共施設管理協会がやっているのにここだけぽこっと森林組合だとしますと、横のつながりというのができなくなる、しにくいと思うんですよ。だからこういう場合はもしこれ全部公共施設にしまえば、なんか横のつながりができて観光の集客する方法もやり方ができるんじゃないかなと僕は思うんですけども、その点はどう思われますか。

産業課長 議員がおっしゃられるように当然いろいろな施設の人員配置とかですとか効率的な施設運営ということだと、同一の指定管理者にすることによって効率的な運営とかできることは期待されます。町内には現在広く点在している観光施設の取り組み等につきましては、それぞれが行われておまして十分な連携がされてないという状況がございます。町の指定管理施設だけではなくて町が管理委託している施設もでございます。それだけではなくて、例えば国道 257 号線をはじめとする先ほどおっしゃられたような道路の導線、面ノ木園地がグリーンパークの近くにあるとかそういった道路を利用するお客様の導線を結んだ連携ですとか、お客様の来訪目的、キャンプがしたいとかトレッキングがしたいとか、そういった目的を見込んだまた連携、あと季節ごとの連携、さらにはアグリステーションとか八雲苑などの温泉や旅館等も含めた民間の事業者の方も含めた連携、こういった連携などがいろいろ考えられると思います。こういった連携によりましてそれぞれの魅力や資源をさらに生かすことができる可能性を秘めていると思います。したがって、そういった連携につきましても例えばグリーンパークにおきましては、面ノ木園地と連携しましてそちらへお客様を行ってもらおうようなことをさせていただくとかそういった連携もしていただきたいと思いますと思っております。またさらには町のみならず今の新城以北の 4 町村で奥三河観光協議会というもので味のお遍路めぐりというようなことを連携してやっております。そういった中にもグリーンパークが札所として登録されておりますので、そういった面での連携もやっていただきたいと思いますというふうに思っております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

9 熊谷 私が監査の委員の立場からお聞きするのはどうかと思いますが、1点だけ、解釈をはっきりしたいなど。6ページの自主事業の実施計画の中、売店を営み、地元の農産物、特産物を販売していくと。その次に、収支については指定管理者の収支としたいと書いてありますが、現在は売店は森林組合独自のものというふうに承っておるわけですが、これを改善するというで解釈でいいのかな。例えば売店の売り上げ、あれは全部森林組合の、森林組合の中でも報告されております。収支報告が、売店については。しかしグリーンパークのあれの中にはこの売店は除かれておるとれるんですが、本来ならば売店は結構あっていいわけですが、当然そこで自主的に森林組合が売店を開くならばその職員を使っているから、当然そこへ手数料というものを指定管理のほうへ納めるべきであるというふうに私は解釈しておるわけですが、前の監査委員からも聞いております。これは全部売店のものも指定管理のほうで報告されるというんですね。森林組合独自の収入にはならないという解釈でよろしいか。いかがでしょうか。これによってまた監査のときにお聞きしたいなと思ってますが。

産業課長 この自主事業につきましては、あくまでも津具の森林組合の自主事業でございまして、収入支出につきましては、森林組合が行っております。あその場所を使うに当たりましては、行政財産の使用ということで町が使用料を得て、名倉にありますアグリステーションと同じような方式で運営しております。ですので、その収入とかが指定管理料に入ることはございません。以上です。

議長 ほかにございませんか。

5 渡邊 産業課長さんからの御説明で、大切なのは職員の意識改革と、それでネットだとか売上増、収入増を図るためにはパンフレットをアルペンだとかスポーツ用品店で配られるということ、その辺とこの計画にも冬期の間のイベントなんかも書いてありましたけども、私、基本的に直接のアプローチというのが最も効果がある。例えば大学のスポーツクラブだとか、それからNPOなんかでも山間地の企画しているところがあると思います。そういうところへ産業課さんでは私なかなか大変だと思うんですけども、この冬場は利用客も減るもんですから、多分6人ぐらいおみえになっても2人ぐらいは外へ動ける。そういう方へ直接アプローチをするというようことが、パンフレットなんかよりもはるかに効果が私はあると思うんですが、そういうようなものもこの内部の案ということで実施されるのか。どっか、今例えばスキー場なんかでもこの時代の流れで運営としてはなかなか難しいところがあって、このグリーンパークの運営というのも私は難しいものがあるというふうに思うんですが、基本的には利益が出れば問題も解決するものですから、この利益をいかにアップさせるかということをもう少し、ちょっと聞いた範囲ではパンフレットだとか意識改革でどの程度効果があるかという。それから、事業なんか家族向けに少し利用確保の手段として出てますけども、ちょっと弱いのではないかなという気がいたしますけども。

副町長 御指摘のように、直接いろいろなところに当たるといのは非常に有効な手だと思えます。私は以前グリーンパークの担当をしておりまして、名古屋近郊の大学に直接行っていろんなお話をさせてきて、ゼミとかスポーツクラブなんかに投げ込みやお話をさせていただいております。ただ、なかなかスポーツクラブで言いますと、グラウンド確保だとかいろんな施設が必要となりますので、そこでなかなかうまくいかなかったというような経験もしております。それからゼミナールにつきましても今のところあの施設、観光施設でございますので、そうした研修をする、あるいはゼミを行うというような施設がございませんので、そのときはなかなかうまくいきませんでした。またトヨタの田原工場とかそちらもいろんなことを当たりまして、トヨタ労組と契約した経緯もございます。今後そういうことも含めて、昔やったからいいじゃなくて、今後そういう直接的に当たるといようなことも閑散期には必要だと思いますので、そういうことも含めて森林組合とお話をさせていただきたいと思っております。

4 夏目 年間の総委託料について、要するに指定管理料の3ページの参考資料見ますと、確実にふえとるわけですね。その原因が冬期対策ということはもう確実にわかってます。そうしますと、年間の総委託料の中で冬場がもうほとんどキャンプ場が1ヵ所しか作動してないということは当然収入が落ちるといことはもう想定されますし、収入が落ちるといことはそれだけ施設を管理する人件費を落とさなければ、というよりも冬場の管理にはそれだけ人件費がいらぬといふふうに解釈されます。したがって、森林組合の中で常時5人が冬期の場合には例えば3人ぐらいを森林組合のほかの業務に振りむけてもらってグリーンパークのほうから3人ぐらい減らしてもらって2人で管理するとか、そういう努力形態の中で要するに年間の委託料を減らすといような年間契約を持っていく覚悟があるのかどうか、この辺が1点と。

それから、今度は収入を上げる努力ですけども、全体的に現在冬期のほうでも観光客もふえつつありますけども、バンガローについてシャワーといのはとてもじゃないですけど利用客がもう昔の感覚では、ではないものですから利用できません。したがって、温水シャワーなりお風呂が入れるような施設をつくらないと、当面そのバンガローをリバーサイドやなんかでも利用する場合でもできないかと思っておりますけども、そういうような総体的な計画をもって収支の改善を図るといような努力が現在のところの発案点の中では見られていない。したがって、そういうようなところについては、見えないものについては、年間の赤字をまた2,000万毎年出すではこれは議会として監査委員の指摘を受けた以上は執行部に対して相当厳しい注文をつけざるを得ないと思っておりますけども、その辺のその長期的な見通しについてお話を願いたいと思っております。

副町長 冬期対策につきましては先ほども申し上げました。常勤の5名ではなくて、どういう形になるかということをごここでまだはっきり申し上げられませんが、それについては年度別計画書の契約の中で森林組合としっかり話し合っていく

いと思っております。

それからシャワーにつきましてはリバーサイド、それからウッドイエリアにつきましても温水シャワーという形になっておりますので、それは対応できていると思っております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

2 金田 営業努力については指定管理者の方がなさることなので細かいことをいちいち町が指図するというのではないと思っておりますので、営業努力をしていただくということは当たり前のことです。町として約束してほしいというのは、中期展望に立って本当にこれを指定管理の効果を上げるように運営していくのかどうかということ。それと、いつまでも足りない分を補填してずるずると補正するなんていうことは決してないようにするっていうその2点について伺いたいと思っております。

副町長 中期も含めて短期も含めて、本当に監査委員さんから真摯な御指摘を受けました。経費について削減するのは本当に私らの役目だと思っております。短期的にも中期的にもそういうことを含めてしっかり考えていきたい。それから先ほど言いましたように、営業努力につきましては私らがやるわけではございませんので、その件について私らのアイデアといいますか、そういうことも含めて森林組合と話し合いながらこういうことをやったらどうかと、経費が少なく、収入が多くというようなことを提案しながら話をしながら経費節減に努めていきたいと思っております。それから、この指定管理につきましては町の施設ですので、本来であれば町の職員が管理していくというものでございますけれども、それがまず町で管理すること自体が大きく経費がかかりますので、指定管理者制度というものができて、それぞれ指定管理者、民間の業者に任せてやっていただくということで経費を下げているという制度でございます。それについては、今後も指定管理者制度、よい運営をしていただける団体もございましたらそちらのほうに運営を任せていくということは変わっておりません。とにかく経費について下げるということを至上命題の一つでございますので、今後ともそれについては努力をしていきたいと思っております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第90号を採決します。

(「議長、3番松下」と呼ぶ者あり)

3 松下 この件に関しては、私関係者でありますので、質疑、あれには入らない。採決に入らないので退席させていただきます。

議長 3番松下好延君の退席を認めます。

[3番松下退席]

議長 議案第 90 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 90 号は、可決されました。

議長 日程第 14、議案第 91 号「財産処分について」と日程第 15、議案第 92 号「平成 25 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を一括議題とします。

議長 3 番松下君の入場を認めます。

〔3 番松下入場〕

議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 91 号「財産処分について」でございます。次のとおり財産を売却するというところでございます。

財産の所在地、種別、数量につきましてでございますけれども、地目につきましては山林でございますので、朗読を省略させていただきます。田口字大崎 1 番 14、4,464.24 平米、1 番 15、105.15 平米、1 番 16、146.55 平米、1 番 18、4,744.72 平米、1 番 71、2,337.79 平米、1 番 79、189.72 平米、1 番 80、115.22 平米、1 番 84、139.04 平米、1 番 85、107.39 平米、添沢 15 番 194、2,180.72 平米、田尻 1 番 50、2,972.09 平米、1 番 51、1 万 4,943.97 平米、1 番 52、229.44 平米、1 番 53、224.51 平米、1 番 54、6,779.96 平米、1 番 55、66.90 平米、合計の 3 万 9,747.41 平米でございます。

売却の方法につきましては、ダムの事業用地となるために中部地方整備局設楽ダム工事事務所に随意契約という形で売却をいたしたいと思っております。

売却の予定価格につきましては、5,471 万 1,586 円でございます。

全筆とも所有者は田口学区になっております。場所につきましては裏面にて地図が添付してございますので、そちらのほうを参照していただきたいと思っております。

売却面積が 5,000 平米を超えますので、議会の議決事件となりますので議決を求めるものでございます。

議案の 92 号のほうでございます。今御説明をさせていただきました財産処分に関連しまして、田口財産区の特別会計の補正が必要となってきますので、そちらのほうの補正をお願いするものでございます。

平成 25 年度設楽町田口財産区特別会計の補正予算の（第 1 号）でございます。平成 25 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,595 万 8,000 円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,661 万 6,000 円とするものでございます。

めくっていただきまして、一番最後のページから 2 枚目です、すみません。歳入のほうの明細をご覧ください。第 2 款の財産収入第 2 項第 1 目財産売払収入で

ございます。これが立木の売払収入が 2,088 万円、それから 2 節としまして土地の売払収入 5,471 万 1,000 円です。これにつきましては、先ほど財産処分のところで説明したように、ダム工事事務所のほうに売却する収入を計上してございます。それから第 4 款で繰越金が発生しておりますので、前年度繰越金を 36 万 7,000 円増額補正するものでございます。

歳出のほうで、歳入のありました 7,595 万 8,000 円を全て積立に回すという内容の補正でございます。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑は 2 議案一括して行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

討論・採決は 1 件ごとに行います。議案第 91 号の討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 91 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 91 号は、可決されました。

議長 議案第 92 号の討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 92 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 92 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 16「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第 17「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了をいたしました。会議を閉じます。平成 25 年第 4 回設楽町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 10 時 38 分